

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
(議論の整理)

平成 29 年 12 月 1 日
成年後見制度利用促進委員会

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりとりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

1. 基本的考え方

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」においては、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきとされて

いる。

- また、「障害者の権利に関する条約」においては、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとされている。
- 一方、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、
 - ・ いわゆるノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を基本理念とする成年後見制度を利用することにより、逆に社会的排除という影響を被ることになるのではないか。
 - ・ 民法上の事理弁識能力は、財産管理能力を基準として評価がなされるものであるところ、多様な法令に基づく多様な資格や職種、業務等に求められる能力とは質的なずれがあるのではないか。
 - ・ 同等の事理弁識能力であっても、成年後見制度を利用している者のみが各資格・職種・業務等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないか。
 - ・ 欠格条項の存在により、成年後見制度の利用を躊躇する影響が出ているのではないか。

といった問題点が指摘されている。

- 以上を踏まえ、今回の見直しにあたっては、成年被後見人等の一律排除の規定を設けている各制度について、個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて判断する仕組みへの見直しを行うべきである。
- なお、現行制度を見直すことによる影響については、特に、依頼者等を含めた第三者保護の観点も踏まえ、各資格・職種・業務等に求められる能力を確実に担保する観点から、法制的・実務的に対応することが必要であると考えられる。

2. 見直しの基本方針

- 上記1. の基本的考え方に基づき、今回の見直しにあたっては、以下のような方針を進めるべきと考える。
 - (1) 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されている法律については、現行の欠格条項を削除すべきである。具体的には、例えば「心身の故障により、業務を適切に行うことができない者」といった個別的・実質的な審査の規定が既に整備されている場合には、当該法律中の欠格条項を削除す

べきである。

- (2) 代替的な個別審査規定が現行規定中に整備されていない法律については、現行の欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、代替的な個別審査規定を整備すべきである。

3. 権利の制限に係る措置の分類及び見直しの方向性

- 現在、180程度の法律において欠格条項その他の権利の制限に係る措置が設けられているが、そうした各資格・職種・業務等の分類を行い、それぞれの分類における改正の方向性をまとめると以下のとおりである。

(1) 公務員等について

採用時に試験や面接等により適格性が判断されていることに加え、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されていることから、現行の欠格条項を削除すべきである。

(2) 士業等について

就任時に試験等を経た上で、個別審査規定により更に適格性が判断されていることに加え、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消などの規定が既に整備されているものが多いことから、現行の欠格条項を削除すべきである。

なお、上記の個別審査規定等が整備されていない士業等については、必要に応じ、当該規定を併せて整備すべきである。

(3) 法人役員等について

法人に対する国又は地方公共団体の監督等が規定されている法人については、役員等の欠格事由から成年被後見人等を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

法人に対する国又は地方公共団体の監督等が規定されていない法人に係る法律については、その監督や代替措置の在り方について、更に検討することが必要である。会社法については、欠格条項を削除することに伴う会社法制上及び実務上の影響等を踏まえた代替措置の必要性及びそ

の内容等について、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会における意見聴取等を行うべきである。その上で、平成 30 年度中に法制審議会からの答申を得て、その後、速やかに国会提出することを目標としている会社法の改正法案には、欠格条項の見直しに関する規定も併せて盛り込む方向で検討を進めるべきである。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の欠格条項の見直しについても、会社法の欠格条項の見直しを踏まえ、代替措置の必要性及びその内容等について検討を行うべきである。

(4) 営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、欠格条項を削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

なお、個別審査規定等が既に整備されているものについては、欠格条項を削除すべきである。

また、営業許可等のなかには、成年被後見人等の本人ではなく法定代理人の適格性に着目した規定を置いているものがある。これらの条項は、欠格条項に該当する法定代理人がその地位を悪用し、実質的に自ら事業を行う事態を防ぐことを目的としたものであることから、成年被後見人等を排除することを目的とする規定ではないことを規定上も明確化すべきである。

(5) 法人営業許可等について

国又は地方公共団体による監督等が規定されていることから、役員に成年被後見人等がある場合を欠格条項から削除するとともに、必要に応じ、個別審査規定等を整備すべきである。

なお、個別審査規定等が既に整備されているものについては、欠格条項を削除すべきである。

以上の方針に基づき具体的に成年被後見人等の権利に係る制限の見直しを行うべきと考えられる法律については別紙のとおりである。内閣府においては、法

制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進められたい。

なお、今回の見直しにおいて、欠格条項の見直しに加えて監督や代替措置といった関連制度の整備を含め検討する必要があるなどの理由により、内閣府が提出する見直し一括整備法案ではなく、各府省の責任において適切な措置を行うこととするものについては、平成30年度以降、成年後見制度利用促進基本計画のフォローアップの一環として、促進委員会の後継組織である「成年後見制度利用促進専門家会議」においてその検討状況を把握していくことが必要である。

また、各府省においては、今回の見直し一括整備法案が成立して以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限（欠格条項。法定代理人の適格性に着目した規定も含む。）を設けないよう留意するとともに、「成年後見制度利用促進専門家会議」においてもその動向を注視していくことが必要である。

さらに、各府省においては、政省令や通知などに基づき、成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法案による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきである。

今回の成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについては、成年被後見人等が各資格・職種・業務等において入口段階で一律的に排除される仕組みを法律的に改めるものである。政府においては、今回の見直しをきっかけとし、認知症の人や障害を持つ人もそうでない人も誰もがその能力を発揮して社会に参画することができるよう、障害者雇用の推進など関連する施策についてさらなる取組を進めるべきである。

以上